[事案 2022-258] 和解契約履行請求

• 令和5年6月6日 和解成立

<事案の概要>

保険会社が記載したとおりの解決金額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

眼瞼結膜腫瘍手術を受けたことから、平成23年8月に契約した医療保険にもとづき手術給付金を請求したところ、約款所定の手術に該当しないとして支払われなかったが、保険会社から解決金3万円での和解を提案された。しかし、令和4年6月に保険会社から送付されてきた書面に、解決金額が「30,0000円」と記載されていたことから、その記載どおり30万円を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

解決金額を「30,000円」と記載すべきところ、「30,0000円」と誤記したことは認めるが、 当社が提示した金額はあくまでも 3 万円であることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないものの、保険会社が解決金額を誤記する等の対応により、紛争が長期化した事情があることから、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。